

第 65 号議案

豊後大野市税特別措置条例の一部改正について

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 8 月 31 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

地域再生法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 38 号）の公布に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市税特別措置条例の一部を改正する条例

豊後大野市税特別措置条例（平成 17 年豊後大野市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 3 号中「記載された同法第 5 条第 4 項第 4 号」を「記載された同法第 5 条第 4 項第 5 号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画）」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画）」に、「従って同法第 5 条第 4 項第 4 号」を「従って同法第 5 条第 4 項第 5 号」に改める。

第 4 条の見出し中「固定資産税の」の次に「課税免除又は」を加え、同条第 1 項中「認定地域再生計画（同法第 5 条第 4 項第 4 号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業）」を「認定地域再生計画（同法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業）」に、「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「租税特別措置法第 10 条第 6 項第 4 号」を「租税特別措置法第 10 条第 8 項第 5 号」に、「同法第 42 条の 4 第 6 項第 4 号」を「同法第 42 条の 4 第 8 項第 6 号」に、「同法第 68 条の 9 第 6 項第 4 号」を「同法第 68 条の 9 第 8 項第 5 号」に、「に対して課する固定資産税の税率は、豊後大野市税条例(平成 17 年豊後大野市条例第 62 号。次項において「税条例」という。)第 62 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。」を「に対しては、豊後大野市税条例(平成 17 年豊後大野市条例第 62 号。次項において「税条例」という。)第 62 条の規定にかかわらず、固定資産税を課さない。」に改め、同項の表を削り、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改め、同条第 3 項中「前 2 項の規定による」の次に「課税免除又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。